

令和4年5月12日

回 答 書

隠岐の島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編及び区域施策編）策定支援業務に係る参加表明書等に関する以下の質問に対して回答いたします。

実施要領 該当ページ等	質 問 事 項	回 答
実施要領 P2 5 参加資格	官公庁の補助事業を受けて、事業実施主体として行った事業は、業務実績として認めていただけますか。 認めていただける場合、「履行が確認できる書類」は、「①完了 TECRIS 登録の写し」、「②契約書及び委託仕様書の写し」に代わる書類でもよろしいでしょうか。（補助事業 確定通知書等）	官公庁の補助事業による事業を業務実績とすることについて問題ありません。 業務実績書に添付する「履行が確認できる書類」については「補助事業の確定通知書」のみでは事業の具体的な内容を確認することは難しいと思われますので、事業の具体的な内容が確認できる「契約書及び委託仕様書の写し」等の提出をお願いいたします。